

設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

設楽町長 土屋 浩

令和 7 年設楽町規則第 4 号

設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則

設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2 年設楽町規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 に次の項を加える。

(17) 職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前2号に掲げる場合を除く。)	1の年度において別表第7の定める期間
---	--------------------

別表第 4 (2) の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある」に改め、「であって、6 月以上の任期が定められているもの又は 6 月以上継続勤務しているもの」を削り、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)第 20 条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をする」に改め、同表(6)の項を削り、同表(7)の項を(6)の項に、(8)の項を(7)の項に、(9)の項を(8)の項に繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

設楽町パートタイム会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和２年設楽町規則第４号）

新旧対照表

改正後		改正前	
別表第３（第14条関係）		別表第３（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間	(1) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上	(2) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間	(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
(4) 職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関	必要と認められる期間	(4) 職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関	必要と認められる期間

の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合		の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上	(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上
(6) 職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間	(6) 職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(7) 妊娠中の女性の職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間	(7) 妊娠中の女性の職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき	当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(8) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間	(8) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され又は遮断された場合	必要と認められる期間	(9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通を制限され又は遮断された場合	必要と認められる期間
(10) 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認めら	必要と認められる期間	(10) 職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認めら	必要と認められる期間

れる場合		れる場合	
(11) 職員(1週間の勤務日が31日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間)内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する別表第6の日数欄に掲げる日数	(11) 職員(1週間の勤務日が31日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の7月から9月までの期間(当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる職員にあっては、1の年度の6月から10月までの期間)内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する別表第6の日数欄に掲げる日数
(12) 職員が(1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。以下この号、第15号及び第16号において同じ。)の不妊治療に係る通院等のた	1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間	(12) 職員が(1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。以下この号、第15号及び第16号において同じ。)の不妊治療に係る通院等のた	1の年度において5日(当該通院等が体外受精その他町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間

め勤務しないことが相当であると認められる場合		め勤務しないことが相当であると認められる場合	
(13) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	(13) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
(14) 女性の職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	(14) 女性の職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
(15) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）の範囲内の期間	(15) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）の範囲内の期間
(16) 職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し町長が定める時間）の範囲内の期間	(16) 職員の妻が出産する場合であつて、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し町長が定める時間）の範囲内の期間
(17) 職員（6月以上の任期が	1の年度において別表		

定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）	第7の定める期間								
別表第4（第14条関係）									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</td><td>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の職員にあっては、その子の職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に</td></tr> </tbody> </table>	事由	期間	(1) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の職員にあっては、その子の職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事由</th><th>期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</td><td>1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の職員にあっては、その子の職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に</td></tr> </tbody> </table>	事由	期間	(1) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の職員にあっては、その子の職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に
事由	期間								
(1) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の職員にあっては、その子の職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に								
事由	期間								
(1) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の職員にあっては、その子の職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に								

	限る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）		限る。)を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(2) <u>9歳に達する日</u>	1の年度において5日（その養	(2) <u>小学校就学の始</u>	1の年度において5日（その養
<u>以降の最初の3月31</u>	育する <u>9歳に達する日以降の</u>	<u>期に達するまでの</u>	育する <u>小学校就学の始期に達</u>
<u>日までの間にある</u>	<u>最初の3月31日までの間にあ</u>		<u>するまで</u>
子（配偶者の子を含む。以下この号にお	る子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの	子（配偶者の子を含む。以下この号にお	る子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの
いて同じ。）を養育勤務時間の時間数が同一でな	する職員（1週間の勤務時間が同一でな	いて同じ。）を養育勤務時間の時間数が同一でな	する職員（1週間の勤務時間が同一でな
する職員（1週間の勤務日が3日以上と	い職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定め	する職員（1週間の勤務日が3日以上と	い職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定め
されている者又は勤務時間を考慮し、町長の定め	る時間）の範囲内の期間	されている者又は勤務時間を考慮し、町長の定め	る時間）の範囲内の期間
週以外の期間によ		週以外の期間によ	
って勤務日が定め		って勤務日が定め	
られている者で1年		られている者で1年	
間の勤務日が121日		間の勤務日が121日	
以上であるもの__		以上であるもので	
__		<u>あって、6月以上の</u>	
__		<u>任期が定められて</u>	
__		<u>いるもの又は6月以</u>	
__		<u>上継続勤務してい</u>	
__に限る。)が、		<u>るものに限る。)が、</u>	
その子の <u>看護等</u> （負		その子の <u>看護</u> （負	
傷し、若しくは疾病		傷し、若しくは疾病	
にかかったその子		にかかったその子	
の世話、 <u>疾病</u> の		の世話 <u>又は疾病</u> の	
予防を図るために		予防を図るために	
必要なものとして		必要なものとして	
町長の定めるその		町長の定めるその	

子の世話を若しくは <u>は学校保健安全法</u> <u>(昭和33年法律第5</u> <u>6号) 第20条の規定</u> <u>による学校の休業</u> <u>その他これに準ず</u> <u>るものとして町長</u> <u>が定める事由に伴</u> <u>うその子の世話を</u> <u>行うこと又はその</u> <u>子の教育若しくは</u> <u>保育に係る行事の</u> <u>うち町長が定める</u> <u>ものへの参加をす</u> <u>ることをいう。)</u> の ため勤務しないこ とが相当であると 認められる場合		子の世話を<u>行う</u> _____ _____ _____ _____ _____ ことをいう。) の ため勤務しないこ とが相当であると 認められる場合	
(3) 要介護者(条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の町長の定める世話を<u>行う職員</u> (1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの) が、当該世	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）の範囲内の期間	(3) 要介護者(条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の町長の定める世話を<u>行う職員</u> (1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの) が、当該世	1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間）の範囲内の期間

話を行うため勤務 しないことが相当 であると認められ る場合		話を行うため勤務 しないことが相当 であると認められ る場合	
(4) 女性の職員が生 理日における就業 が著しく困難なた め勤務しないこと がやむを得ないと 認められる場合	必要と認められる期間	(4) 女性の職員が生 理日における就業 が著しく困難なた め勤務しないこと がやむを得ないと 認められる場合	必要と認められる期間
(5) 女性の職員が母 子保健法（昭和40 年法律第141号）の 規定による保健指 導又は健康診査に 基づく指導事項を 守るため勤務しな いことがやむを得 ないと認められる 場合	必要と認められる期間	(5) 女性の職員が母 子保健法（昭和40 年法律第141号）の 規定による保健指 導又は健康診査に 基づく指導事項を 守るため勤務しな いことがやむを得 ないと認められる 場合	必要と認められる期間
		(6) 職員（6月以上の 任期が定められて いる者又は6月以上 継続勤務している 者（週以外の期間に よって勤務日が定 められている者で1 年間の勤務日が47 日以下であるもの を除く。）に限る。） が負傷又は疾病の ため療養する必要 があり、その勤務し ないことがやむを 得ないと認められ る場合（前2号に掲 げる場合を除く。）	1の年度において別表第7の定 める期間
(6) 職員が骨髄移植	必要と認められる期間	(7) 職員が骨髄移植	必要と認められる期間

のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。		のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	
(7) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間	(8) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(8) 妊娠中の女性の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間	(9) 妊娠中の女性の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

